

毎週火、金曜日発行(但休日)
昭和四年四月十五日第三種郵便
認可(ときは翌日)

鳥取県公報

目次

- ◆人委規則
 - 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - 暫定手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県人事委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(期間の通算の特例)

第二十六条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十九年一月鳥取県条例第二号。以下「昭和三十九年一月改正条例」という。)附則第四項の規定の適用により昇給した職員(昭和三十八年十月一日において、昭和三十九年一月改正条例による改正前の給与条例の規定により昇給した職員を除く。)が当該昇給後の号給を受けていた期間が三月をこえる前に昇任又は昇格した場合において、当該昇任又は昇格が第二

十一條第六号本文(昇任又は昇格後同じ号給に決定されることとなる昇任又は昇格の日の前日における号給又は給料月額が二又は三ある場合の上位の号給若しくは給料月額から昇任又は昇格した場合に限る。)に該当するものであるときは、当該昇任又は昇格後の最初の定期昇給の昇給期間については、第二十一條の規定にかかわらず、当該昇給後の号給を受けていた期間に

相当する期間に三月を加えて得た期間を通算することができる。
別表第一の一の(一)の(5)の1の次に2として次のように加える。
2 学校教育法による大学の医学部医学科、同学部歯学科若しくは歯学部歯学科、医科大学の医学科又は医科歯科大学の歯学科の専攻科の卒業者

別表第四の一 イ表中

初任給	一四、七〇〇円	初任給	一六、一〇〇円
	一三、二〇〇円		一三、六〇〇円
	一一、〇〇〇円		一一、四〇〇円
	一〇、六〇〇円		一一、〇〇〇円

に改める。

別表第四の二 ロ表中

初任給	一五、七〇〇円	初任給	一七、一〇〇円
	一四、七〇〇円		一六、一〇〇円

に改める。

別表第五から別表第七までを次のように改める。

別表第五

公安職給料表初任給基準表

学歴免許	初任給	備考
大学卒	一六、一〇〇円	
短大卒	一四、五〇〇円	
高校卒	一三、七〇〇円	

別表第六

教育職給料表(一)初任給基準表

学歴免許	初任給	備考
大学院博士課程修了	二七、九〇〇円	
大学院修士課程修了	二二、一〇〇円	
大学卒	一八、〇〇〇円	講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母に採用された場合は一七、〇〇〇円
短大卒	一四、三〇〇円	
高校卒	一二、八〇〇円	

注 初任給欄中二七、九〇〇円とあるのは、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間にあつては、二六、〇〇〇円と読み替えるものと

別表第七

教育職給料表(二)初任給基準表

学歴免許	初任給	備考
大学院博士課程修了	二七、二〇〇円	
大学院修士課程修了	二〇、八〇〇円	
大学卒	一八、〇〇〇円	講師、助教諭及び養護助教諭に採用された場合は一七、〇〇〇円
短大卒	一四、三〇〇円	
高校卒	一二、八〇〇円	

注 初任給欄中二七、二〇〇円とあるのは、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間にあつては、二五、三〇〇円と読み替えるものと

別表第八の一 イ表中

初任給
一五、〇〇〇円
一二、二〇〇円

初任給

初任給
一六、四〇〇円
一三、六〇〇円

に改める。

別表第八の二 ロ表中

初任給
一六、一〇〇円
一五、〇〇〇円

初任給

初任給
一七、五〇〇円
一六、四〇〇円

に改める。

別表第八の三 ハ表中

初任給
二八、七〇〇円
二五、一〇〇円
一八、四〇〇円

初任給

初任給
三〇、六〇〇円
二六、八〇〇円
一九、九〇〇円

に改め、同表の注の(イ)及び(ロ)を次のように改める。

〔一〕三〇、六〇〇円とあるのは、昭和三十八年十月一日から昭和四十年三月三十一日までの間にあつては、二八、七〇〇円

〔二〕二六、八〇〇円とあるのは、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間にあつては、二五、〇〇〇円

別表第九中

初任給
三九、三〇〇円
二五、九〇〇円
二〇、一〇〇円
一八、七〇〇円

初任給
四二、一〇〇円
二七、七〇〇円
二一、九〇〇円
二〇、四〇〇円

に改め、同表の注の(イ)及び(ロ)を次のように改める。

〔一〕四二、一〇〇円とあるのは、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの間にあつては、三七、三〇〇円、昭和三十九年十月一日から昭和四十二年九月三十日までの間にあつては、三九、七〇〇円
〔二〕二七、七〇〇円とあるのは、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間にあつては、二五、三〇〇円

別表第十中

初任給
一四、七〇〇円
一三、二〇〇円
一四、七〇〇円
一一、二〇〇円
一一、八〇〇円
一一、〇〇〇円
一一、〇〇〇円
一一、〇〇〇円
一一、二〇〇円

初任給
一六、一〇〇円
一三、六〇〇円
一六、一〇〇円
一三、六〇〇円
一一、二〇〇円
一一、四〇〇円
一一、四〇〇円
一一、四〇〇円
一一、四〇〇円
一一、六〇〇円

に改める。

別表第十一中

一、四〇〇円
一、四七〇円
一、二二〇円
一、一〇〇円

初任給

一、二八〇円
一、六一〇円
一、三六〇円
一、二四〇円

に改め、

同表の注中「一四、九〇〇円」を「一六、三〇〇円」に改める。
別表第十三を次のように改める。

別表第十三

職務の等級	給料表
二 等級	行政職給料表 十一号給
三 等級	公安職給料表 十二号給 教育職給料表(一) 二十一号給 教育職給料表(二) 二十二号給
四 等級	研究職給料表 十三号給 医療職給料表(一) 十四号給 医療職給料表(二) 十二号給 医療職給料表(三) 十一号給
五 等級	研究職給料表 十三号給 公安職給料表 十二号給 教育職給料表(一) 二十一号給 教育職給料表(二) 二十二号給
六 等級	研究職給料表 十三号給 医療職給料表(一) 十四号給 医療職給料表(二) 十二号給 医療職給料表(三) 十一号給

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第五号

職員給与の支給に関する規則の一部を
改正する規則

職員給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥

取(人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「七万二千元」を「八万一千元」に、「六千元」を「六千七百元」に改める。

第二十二條の二第一項各号列記以外の部分中「六月の間」を「六月以内の期間」に改める。

第二十二條の二第二項各号列記以外の部分中「六月(三月十五日に支給する勤勉手当については十二月)の間において、給与条例の適用を受ける職員として勤務した期間」を「六月(三月十五日に支給する勤勉手当については十二月)以内の期間において、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間」に改める。

第二十二條の二第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「(これらの期間に含まれる休日を含む。）」を削り、同号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十二條の二第三項を次のように改める。
在職期間及び勤務期間は、曆による月数によつて算

定する。この場合、一月に満たない日数を合算するときには三十日をもつて一月とし、一日に満たない時間を合算するときは八時間をもつて一日とする。

第二十二條の二第四項を削る。

第二十二條の三各号列記以外の部分中「六月(三月十五日に支給する勤勉手当については十二月)の間」を「六月(三月十五日に支給する勤勉手当については十二月)以内の期間」に、「在職し又は勤務した期間」を「在職した期間」に改める。

第二十二條の三第一号及び第二号中「在職し又は勤務した期間」を「在職した期間」に改める。

第二十二條の五第二項の表中

勤務期間 支給日以前十二月の間における勤務期間 を 支給日以前六月以内の期間における勤務期間 支給日以前十二月

以内の期間における勤務期間 に改める。
第二十二條の五第三項を次のように改める。

3 勤務成績に應ずる割合は、百分の二十五以上百分の四十以下の範囲内で、職員の勤務成績を考慮して任命権者が定めるものとする。

第二十二條の六各号列記以外の部分中「第二十二條の二第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十二條の七中「第二十二條の二第二項」の下に「及び第三項」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年一月一日から適用する。

(経過措置)

2 昭和三十九年一月一日からこの規則施行の日の前日までの間において、改正後の職員の給与の支給に関する規則第九條第二項第二号の規定の適用により新たに扶養手当の支給該当者となるものに対しては、届出がこの規則の施行の日から十五日を経過するまでになされた場合に限り、当該支給該当者となつた日を職員の

給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第九條第二項本文の「事実が生じた日」とする。この場合において、給与条例第九條第二項ただし書の「これにかかる事実の生じた日」とは、この規則施行の日をいうものとする。

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第六号

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則

暫定手当に関する規則(昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号を削る。

第三條中「前條第三号の規定に該当する者にあつてはその職務の等級において同条同号の規定により受けることとなる額と同じ額が定額表にある場合にはその額、

別表第一のへ中

17号給	2,380	2,060	1,670
------	-------	-------	-------

を

17号給	2,960	2,380	2,060	1,670
------	-------	-------	-------	-------

に改める。

別表第一のホ中

23号給	2,150	1,730	1,380
------	-------	-------	-------

を

23号給	2,960	2,150	1,730	1,380
------	-------	-------	-------	-------

に改める。

別表第一のチ中

19号給	1,720	1,490
------	-------	-------

を

19号給	1,720	1,490	1,120
------	-------	-------	-------

に改める。

別表第二を削る。

別表第三のイを次のように改める。

ハ 教育職給料表Hの適用を受ける職員に適用

職務の等級 号給	別表第一のハを次のように改める。		
	1等級	2等級	3等級
1号給	1,260	480	360
2号給	1,320	510	380
3号給	1,380	560	400
4号給	1,430	600	420
5号給	1,490	650	450
6号給	1,540	700	480
7号給	1,620	740	510
8号給	1,690	840	560
9号給	1,760	890	600
10号給	1,830	950	650
11号給	1,900	1,030	700
12号給	1,970	1,070	740
13号給	2,040	1,120	840
14号給	2,110	1,220	890
15号給	2,180	1,260	930
16号給	2,250	1,320	1,030
17号給	2,310	1,380	1,070
18号給	2,360	1,430	1,110
19号給	2,400	1,490	1,180
20号給	2,440	1,540	1,210
21号給	2,480	1,620	1,240
22号給	2,510	1,690	1,270
23号給	2,540	1,750	1,300
24号給		1,800	1,330
25号給		1,860	1,360
26号給		1,910	1,380
27号給		1,970	1,400
28号給		2,020	1,420
29号給		2,060	
30号給		2,100	
31号給		2,140	
32号給		2,180	
33号給		2,220	
34号給		2,250	

別表第一のロ中

26号給		1,460	1,350
27号給		1,480	1,380
28号給			1,400
29号給			1,420

を

26号給	1,590	1,460	1,350
27号給		1,480	1,380
28号給		1,500	1,400
29号給			1,420
30号給			1,440

に改める。

同じ額が定額表にない場合にはその上位の額に対応する

号給」を削り、「別表第三」を「別表第二」に改める。

1. 教育職給料表(一)の適用を受ける職員に適用

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級
1号給	円 50	円 20	円 10
2号給	50	20	10
3号給	50	20	10
4号給	60	20	10
5号給	60	20	20
6号給	60	30	20
7号給	60	30	20
8号給	70	30	20
9号給	70	30	20
10号給	70	40	20
11号給	70	40	30
12号給	80	40	30
13号給	80	40	30
14号給	80	50	30
15号給	90	50	40
16号給	90	50	40
17号給	90	50	40
18号給	90	60	40
19号給	90	60	50
20号給	100	60	50
21号給	100	60	50
22号給	100	70	50
23号給	100	70	50
24号給		70	50
25号給		70	50
26号給		70	50
27号給		80	50
28号給		80	50
29号給		80	50
30号給		80	50
31号給		80	80
32号給		90	80
33号給		90	80
34号給		90	80

別表第三を別表二とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第七号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項各号列記以外の部分中「八百五十円」を「一千円」に改める。

別記様式第一中

新規(異動の場合を含む。)の任用の変更
 通勤経路の変更
 通勤方法の変更
 通勤費等の負担額の変更
 上記事項の発生年月日
 昭和 年 月 日

新規(異動の場合を含む。)の任用の変更
 通勤経路の変更
 通勤方法の変更
 通勤費等の負担額の変更
 上記事項の発生年月日
 昭和 年 月 日

を
 交通機関等利用
 自転車等使用
 徒歩等使用
 に改める。

を
 交通機関等利用
 自転車等使用
 に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年二月十八日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」の下に「第十五条」を加える。
 第七条を次のように改める。

(船舶乗組職員の手当)
 第七条 船舶乗組職員に支給する漁獲手当は、一航海に

